

富山県奨学資金貸与条例

平成7年3月17日

富山県条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに対して、修学上必要な資金を貸与することにより、有為な人材の育成を図るとともに、富山県における学術の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下「高等学校」という。)、大学(大学院を除き、同法に規定する大学以外のもので知事が別に定めるものを含む。次条第4項を除き、以下「大学」という。)及び高等専門学校(以下「高等専門学校」という。)並びに同法第124条に規定する専修学校(以下「専修学校」という。)に置かれる修業年限2年以上の高等課程及び専門課程をいう。

2 この条例において「大学院」とは、学校教育法第97条又は第103条の規定により設置される大学院に置かれる修士課程、前期2年の博士課程、後期3年の博士課程及び区分を設けない博士課程をいう。

(奨学資金の貸与)

第3条 知事は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに対し、富山県奨学資金(以下「奨学資金」という。)を貸与することができる。

2 奨学資金は、一般奨学資金及び大学院奨学資金とする。

3 一般奨学資金は、学校等に在学する者のうち次の要件を満たす者に対し貸与する奨学資金とする。

(1) 保護者等(親権を行う者、未成年後見人その他これらに準ずる者と知事が認める者をいう。以下同じ。)が県内に住所を有すること。

(2) 独立行政法人日本学生支援機構の学資金(独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条第1項に規定する学資金又は同法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第15条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和59年法律第64号)第22条第1項に規定する学資金をいう。以下同じ。)の貸与を受ける者でないこと。ただし、経済的理由により著しく修学に困難があると知事が認める者にあつては、この限りでない。

4 大学院奨学資金は、県内の大学院に在学する者のうち次の要件を満たす者に対し貸与する奨学資金とする。

(1) 県内に住所を有すること。

(2) 当該大学院を設置する大学の学長による独立行政法人日本学生支援機構の学資金の貸与を受けるための推薦を受けた者で、貸与を受けることとならなかったものであること。

(貸与額等)

第4条 奨学資金の貸与の額は、別表のとおりとし、貸与の開始の月から当該学校等を卒業する日又は当該大学院を修了する日の属する月までの間、貸与するものとする。ただし、奨学資金の貸与の期間は、貸与を受けた月数を通算して、一般奨学資金にあつては当該学校等の修業年限に、大学院奨学資金にあつては当該大学院の標準修業年限に相当する期間を 超えることができない。

2 貸与する奨学資金には、利息を付さない。

(保証人)

第5条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して奨学資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第6条 知事は、一般奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業成績が著しく不良となり、卒業の見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 保護者等が県内に住所を有しなくなったとき。
- (4) 第3条第3項第2号ただし書の場合を除くほか、独立行政法人日本学生支援機構の学資金の貸与を受けることとなったとき。
- (5) 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 奨学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (7) 死亡したとき。
- (8) その他奨学資金の貸与が適当でないとして認められるとき。

2 知事は、大学院奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 県内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 経済的理由により修学に困難がある者とは認められなくなったとき。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の学資金の貸与を受けることとなったとき。
- (4) 前項各号(第2号から第4号までを除く。)のいずれかに該当するとき。

(貸与の停止等)

第7条 知事は、一般奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、奨学資金の貸与を行わないものとする。

- (1) 休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間
- (2) 同一の学年の課程を再履修するとき、その他奨学資金の貸与を継続することが適当でないとして認められる事由が発生したとき その事由が発生した日の属する月の翌月からその事由がやんだ日の属する月までの期間

2 知事は、大学院奨学資金の貸与を受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間、奨学資金の貸与を行わないものとする。

3 知事は、奨学資金の貸与を受けている者が正当な理由がなく第12条に規定する書類を提出しない場合には、奨学資金の貸与を一時保留することができる。

(理由の提示)

第7条の2 知事は、第6条又は前条第1項若しくは第2項の規定により奨学資金の貸与を取り消し、又は停止するときは、当該奨学資金の貸与を受けている者に対してその理由を示さなければならない。

(返還)

第8条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、貸与を受けた奨学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条の規定により奨学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 当該学校等を卒業し、又は当該大学院を修了したとき。

(返還の猶予)

第9条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第6条の規定により奨学資金の貸与を取り消された後、引き続き当該学校等又は当該大学院に在学しているとき。
- (2) 当該学校等を卒業し、又は当該大学院を修了した後、更に他の学校等、大学院その他規則で定めるものに在学しているとき。
- (3) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第10条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により奨学資金を返還することが困難になったと認められるとき。

(延滞利息)

第11条 奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(書類の提出)

第12条 奨学資金の貸与を受けている者は、規則で定める書類を知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(貸与額等の特例)

- 2 平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間において保護者等の失業その他の経済的理由により著しく修学に困難がある者(高等学校又は専修学校に置かれる修業年限2年以上の高等課程に在学する者に限る。)であって知事が別に定めるものに該当する者に対する一般奨学資金の貸与の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとし、貸与の開始の月からその月の属する年度(当該経済的理由が当該年度の翌年度においても継続していると認められるときは、当該年度の翌年度)の末日の属する月(貸与の開始の月が平成26年度に属する月であるときは、平成27年3月)までの間、貸与するものとする。

区 分		貸与の額	
高等学校	地方公共団体及び国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)が設置する高等学校	自宅通学のとき	月額 23,000 円
		自宅外通学のとき	月額 28,000 円
	私立の高等学校	自宅通学のとき	月額 35,000 円
		自宅外通学のとき	月額 40,000 円
専修学校	国、地方公共団体及び国立大学法人が設置する専修学校(高等課程に限る。)	自宅通学のとき	月額 23,000 円
		自宅外通学のとき	月額 28,000 円
	私立の専修学校(高等課程に限る。)	自宅通学のとき	月額 35,000 円
		自宅外通学のとき	月額 40,000 円

備考

- 1 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう。
- 2 「自宅外通学のとき」とは、自宅通学のとき以外のときをいう。
- 3 前項の規定により貸与を受ける者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)第2条第1項及び第2項に規定する市町村の区域において、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災による被害を受けたものに対する当該一般奨学資金の貸与の期間は、前項の規定にかかわらず、貸与の開始の月から高等学校若しくは専修学校を卒業する日の属する月又は平成27年3月のいずれか早い月までの間とする。

別表(第4条関係)

区 分				貸与の額	
一般奨学資金	高等学校	地方公共団体及び国立大学法人 が設置する高等学校		自宅通学の とき	月額 18,000 円
				自宅外通学 のとき	月額 23,000 円
		私立の高等学校		自宅通学の とき	月額 30,000 円
				自宅外通学 のとき	月額 35,000 円
	大学		自宅通学の とき	月額 45,000 円	
			自宅外通学 のとき	月額 51,000 円	
	高等専門学校	第1学年から第3学年まで			月額 18,000 円
		第4学年及び第5学年(専攻科含む。)			月額 44,000 円
	専修学校	国、地方公共団 体及び国立大学 法人が設置する 専修学校	高等課程	自宅通学の とき	月額 18,000 円
				自宅外通学 のとき	月額 23,000 円
			専門課程		月額 44,000 円
			私立の専修学校	高等課程	自宅通学の とき
自宅外通学 のとき		月額 35,000 円			
専門課程		月額 44,000 円			
大学院奨学 資金	大学院	修士課程及び前期2年の博士課程		月額 88,000 円	
		後期3年の博士課程及び医学を履修する博士 課程		月額 122,000 円	

備考

- 1 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう。
- 2 「自宅外通学のとき」とは、自宅通学のとき以外のときをいう。

富山県奨学資金貸与条例施行規則

平成7年3月31日
富山県規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県奨学資金貸与条例(平成7年富山県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者(次条第3項の貸与予定者を除く。以下「申請者」という。)は、奨学資金貸与申請書(様式第1号)に学校(申請者が在学する学校等又は申請者が在学する大学院を設置する大学をいう。)の長の推薦書(様式第2号)を添えて、当該学校の長を經由して別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、申請者が大学又は専修学校専門課程に入学した年度に申請しようとする者であるときは、同項中「学校(申請者が在学する学校等又は申請者が在学する大学院を設置する大学をいう。)」とあるのは「大学又は専修学校専門課程に入学する直前に在学した学校等」と、「当該学校」とあるのは「当該学校等」とする。

(貸与の予約等)

第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)の第3学年に在学する者で、高等学校又は専修学校高等課程(以下「高等学校等」という。)に入学した年度に奨学資金の貸与を受けようとするもの(以下「予約申請者」という。)は、奨学資金貸与予約申請書(様式第3号)に当該中学校の長(以下「中学校長」という。)の推薦書(様式第2号)を添えて、当該中学校長を經由して別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、予約申請者について、奨学資金の貸与を予定する者の選考を行い、その結果を中学校長を經由して予約申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により奨学資金の貸与を予定する旨の通知を受けた予約申請者(以下「貸与予定者」という。)は、高等学校等に入学した後、前条第1項の奨学資金貸与申請書に当該通知を受けた旨を付記し、当該高等学校等の長の推薦書(様式第2号)を添えて、当該高等学校等の長を經由して別に定める日までに知事に提出するものとする。

(貸与決定等)

第4条 奨学資金の貸与を受ける者の選考は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類の審査によって行うものとする。

(1) 申請者 第2条第1項の規定により提出された書類

(2) 貸与予定者 前条第3項の規定により提出された書類

2 知事は、奨学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、その結果を学校長(申請者が在学する学校等の長若しくは申請者が在学する大学院を設置する大学の長又は貸与予定者が在学する高等学校等の長をいう。以下同じ。)を經由して申請者又は貸与予定者に通知するものとする。

3 申請者又は貸与予定者は、前項の規定による奨学資金の貸与を決定した旨の通知を受けたときは、学校長を經由して通知を受けた日から30日以内に誓約書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(貸与)

第5条 奨学資金は、毎月貸与する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(保証人)

第6条 条例第5条第1項の規定により申請者又は貸与予定者が立てなければならない保証人は、2人とする。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する能力を有する者であって、そのうち1人は申請者又は貸与予定者と生計を別にする者とする。

(借用証書等)

第7条 奨学資金の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)は、当該学校等を卒業し、又は当該大学院を修了するときにあつてはその卒業又は修了の日までに、奨学資金の貸与を取り消された

ときにあつては直ちに保証人と連署した奨学資金借用証書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

2 保証人は、奨学生が死亡したときは、直ちに奨学資金借用証書を知事に提出するものとする。

(返還期間)

第8条 奨学資金の返還は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から6月の据置き期間を含めて、一般奨学資金にあつては10年6月以内に、大学院奨学資金にあつては20年6月の範囲内で知事が定める期間内に、年賦又は半年賦の均等払により行うものとする。

(返還の猶予)

第9条 条例第9条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、奨学資金返還猶予申請書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 条例第9条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法第125条に規定する専修学校に置かれる一般課程並びに修業年限2年未満の高等課程及び専門課程
- (2) 学校教育法第134条に規定する各種学校で修業年限1年以上のもの
- (3) 大学又は大学院に相当する外国の教育機関
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第3号に規定する職業能力開発大学校及び同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校
- (5) 独立行政法人水産大学校
- (6) 独立行政法人海員学校
- (7) 独立行政法人航空大学校
- (8) その他知事が特に認めるもの

(返還免除の申請)

第10条 条例第10条の規定により返還の免除を受けようとする者は、奨学資金返還免除申請書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、学校長を経由して直ちに知事に届け出るものとする。ただし、当該奨学生が心身の故障その他やむを得ない理由により自ら届出をすることができないときは、その保証人が届け出るものとする。

- (1) 奨学生又は保証人の氏名、住所、職業その他これらに準ずる重要な事項に変更があつたとき。
- (2) 保証人が死亡し、又は破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (3) 退学し、又は転学したとき。
- (4) 休学し、又は復学したとき。
- (5) 退学又は停学の処分を受けたとき。
- (6) 独立行政法人日本学生支援機構の学資金の貸与を受けることとなつたとき。
- (7) 心身の故障により修学を継続することが困難となつたとき。
- (8) 奨学資金の貸与を受けることを辞退するとき。

2 奨学生であつた者で奨学資金の返還を完了していないものは、前項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当したときは、直ちに知事に届け出るものとする。

3 保証人は、奨学生が死亡し、又は奨学生であつた者が奨学資金の返還を完了する前に死亡したときは、直ちに知事に届け出るものとする。

(書類の提出)

第12条 条例第12条の規則で定める書類は、学業成績証明書とし、学校長を経由して毎年4月15日までに提出するものとする。

(委任)

第13条 この規則で定めるもののほか、奨学資金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

(様式省略)

収入基準による富山県奨学資金の返還の猶予に関する要綱

平成 24 年 3 月 28 日

収入基準による富山県奨学資金の返還の猶予に関する要綱を次のように定める。

収入基準による富山県奨学資金の返還の猶予に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山県奨学資金貸与条例（平成 7 年富山県条例第 3 号）第 9 条第 3 項に規定するその他やむを得ない事由のうち、収入基準による奨学資金（一般奨学資金に限る）の返還の猶予に関し、必要な事項を定めるものとする。

(返還の猶予の要件)

第 2 条 奨学資金の貸与を受け、その奨学資金を返還する義務を有する者（以下「要返還者」という。）が次の要件を満たす場合には、富山県奨学資金貸与条例施行規則第 9 条第 1 項に基づく申請により奨学資金の返還を猶予するものとする。

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間において、高等学校又は専修学校（修業年限 2 年以上の高等課程に限る）在学中に新たに奨学資金の貸与を受けた者であること
- (2) 貸与の開始の月の属する年度の市町村民税所得割の額が次のアからウの金額の合計額未満の世帯に属していること
 - ア 18,900 円
 - イ 21,300 円に貸与の開始の月の属する年度の前年度の 12 月 31 日（以下この号において単に「12 月 31 日」という。）現在において保護者等が有する年齢 16 歳未満の扶養親族（12 月 31 日が属する年の中途において死亡した年齢 16 歳未満の扶養親族を含む。）の数を乗じて得た額
 - ウ 11,100 円に 12 月 31 日現在において保護者等が有する年齢 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族（12 月 31 日が属する年の中途において死亡した年齢 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族を含む。）の数を乗じて得た額
- (3) 返還猶予を申請する年の収入見込み金額が別表に定める収入基準金額以下であること。

(猶予期間)

第 3 条 この要綱に基づく返還の猶予の期間は、猶予の申請があった当該年度末までの期間とする。なお、その後に再びこの要綱に基づく返還の猶予の申請を行うことを妨げない。

(書類の提出)

第 4 条 この要綱に基づく返還の猶予を希望する者は、貸与の開始の月が属する年度中に第 2 条第 2 号の要件を満たしていることを証明する書類を知事に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日改正）

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成 24 年 9 月 28 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この改正要綱の施行日以前に既に奨学資金の貸与の申請を行った者については、改正前の要綱第 2 条第 2 号の要件を満たす場合は、改正要綱第 2 条第 2 号の要件を満たすものとみなす。

附 則 (平成 27 年 3 月 13 日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 13 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表

要返還者の区分	収入基準金額	収入見込み金額の算定方法	備 考
給与収入のみの者	220 万円	収入見込み金額による。	1 収入見込み金額は、前年の実績に基づくものとする。ただし、前年 1 月以降に就職、転職等により就業状況に変更があった場合は、勤務先発行の給与見込証明書、直近の給与明細等により算定する。
給与収入以外の収入のみの者	170 万円	1 年間の総収入見込み金額から必要な経費の見込み金額を控除した金額による。	2 $220 \text{ 万円} \times \frac{(a)}{(a)+(b)} + 170 \text{ 万円} \times \frac{(b)}{(a)+(b)}$ 1 万円未満の端数は切上げ
給与収入及び給与収入以外の収入がある者	備考 2 の計算式により得られた金額	給与収入を本表「給与収入のみの者」の区分の収入見込み金額の算定方法に基づき算定した金額 (a) と給与収入以外の収入を「給与収入以外収入のみの者」の区分の収入見込み金額の算定方法に基づき算定した金額 (b) を合計した金額 (a)+(b) による。	3 学校等を卒業又は大学院を修了した年については、左の算定方法で算出された金額に 12 を卒業又は修了した月の次の月からその年の 12 月までの月数で除して得た数値を乗じた金額を収入見込み金額とする。 4 要返還者が婚姻関係にあり配偶者の被扶養者となっている場合は、この表の算定方法に基づいて算定した要返還者及びその配偶者のそれぞれの収入見込み金額を合算した金額を要返還者の収入とみなす。

平成28年度富山県奨学生選考基準（一般）

1 選考方針

経済的理由により修学に困難がある生徒・学生のうちから、学力、家計及び人物を総合的に判定し、奨学生にふさわしい者を選考する。

なお、日本学生支援機構奨学金、母子福祉資金、富山県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金、特別支援教育就学奨励費等の併用は原則認めないが、大学・短大生にあつては経済的理由により著しく修学が困難であると知事が認める者について、併用を認める。

2 学力について

(1) 高等学校（1～4学年）、高等学校専攻科、専修学校高等課程

修学意欲のある者（学業成績による条件は設けない。）

(2) (1) 以外の区分

次の区分により、その学業成績の評定の平均値が5段階評価で3.0以上（大学生・短大生は3.5以上）であつて、在学において優れた学業成績を修める見込みがあること。

区分	新入生	在学学生（2学年以上）
高等専門学校	出身学校の最終学年の全履修教科の成績の平均値が3.0以上	在学第1学年から貸与申請時までの全履修教科の成績の平均値が3.0以上
専修学校専門課程	出身学校の全学年における全履修教科の成績の平均値が3.0以上	在学第1学年から貸与申請時までの全履修教科の成績の平均値が3.0以上
大学・短大	出身学校の全学年における全履修教科の成績の平均値が3.5以上	在学第1学年から貸与申請時までの全履修教科の成績の平均値が3.5以上

学業成績判定基準点数

学業成績判定基準点数は、学業成績の評定（5段階評価）の平均値により以下のとおりとする。

点数	学業成績評定	点数	学業成績評定
10	4.8以上	5	3.8以上 4.0未満
9	4.6以上 4.8未満	4	3.6以上 3.8未満
8	4.4以上 4.6未満	3	3.4以上 3.6未満
7	4.2以上 4.4未満	2	3.2以上 3.4未満
6	4.0以上 4.2未満	1	3.0以上 3.2未満

3 家計について

家計については、次の基準によるものとする。

- (1) 本人の属する世帯の1年間の総所得金額が別表第1の収入基準額以下であること。
 ただし、多子世帯（生計を一にする子が3人以上いる世帯）にあつては、別表第2の収入基準額以下であること。
- (2) 前項の総所得金額とは、その世帯員の所得について、次のア又はイ及びウにより算出した金額の合計をいう。

ア 給与所得の場合

次表に掲げる計算式により算出する。

年間収入金額	所得金額
329万円以下の場合	0円
329万円を超え400万円以下の場合	年間収入金額×0.8－263万円
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入金額×0.7－223万円
878万円を超える場合	年間収入金額－486万円

注 所得金額は万円未満を切り捨てとする。

イ 給与所得以外の場合

その世帯員の1年間の総収入金額から必要経費を控除することにより算出する。

ウ 上記ア、イの他、特別の事情がある世帯については、その世帯の家計判定上の所得金額から別表第3の特別控除額を控除した金額を総所得金額としてみなす。

家計判定基準点数

家計判定基準点数は、総所得金額により以下のとおりとする。

点数	総所得金額	点数	総所得金額
10	収入基準額の10%以下	5	収入基準額の60%以下
9	収入基準額の20%以下	4	収入基準額の70%以下
8	収入基準額の30%以下	3	収入基準額の80%以下
7	収入基準額の40%以下	2	収入基準額の90%以下
6	収入基準額の50%以下	1	収入基準額の100%以下

4 人物について

学習活動やその他生活の全般を通じて態度・行動が学生・生徒にふさわしく、将来良識ある社会人としての活動の見込みがあること。

5 総合判定について

(1) 高等学校（1～4学年）、高等学校専攻科、専修学校高等課程について

家計及び人物について以下のとおり判定し、奨学生を決定する。

ア 家計判定において収入基準を超える者は対象外（不適格者）とする。

イ 学校長の推薦を得た者であることとする。

ウ 家計判定基準点数の合計点の高い者から順に、募集人数まで採用する。

(2) (1) 以外の区分について

学力、家計及び人物について以下のとおり判定し、奨学生を決定する。

ア 学業平均成績が3.0（短大生、大学生は3.5）未満の者は対象外（不適格者）とする。

イ 家計判定において収入基準額を超える者は対象外（不適格者）とする。

ウ 学校長の推薦を得た者であることとする。

エ 学業成績判定基準点数と家計判定基準点数の合計点の高い者から順に、募集人数まで採用する。なお、合計点が同点数の場合は、成績点の高い者から採用する。

6 併用貸与について

原則として日本学生支援機構奨学金、母子福祉資金、富山県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金、特別支援教育就学奨励費等の併用は認めないが、富山県奨学資金貸与条例第3条第3項第2号に規定する「経済的に著しく修学が困難であると知事が認める者について」次のとおり適用範囲を定め、例外として併用貸与を認めるものとする。

(1) 併用貸与資格

大学（短大を含む）生で日本学生支援機構の第一種と第二種奨学金の併用貸与を受ける資格があり、第一種のみ採用（推薦を含む。）されている者で、収入基準額が日本学生支援機構の「大学第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を希望する場合の収入基準額表」の2分の1の額（多子世帯にあつては、さらに1.5倍した額）以下であり、かつ、学業平均成績が4.0以上の者が次に掲げる特別の事情がある場合には、本人の希望により併用貸与を認める。

ア 母（父）子世帯

イ 保護者が長期療養者世帯

ウ 保護者が障害者（3級以上）の世帯

エ 災害等にあつた世帯

オ 認定所得金額がマイナスの世帯

(2) 併用貸与人数 募集人数の5%程度とする。

別表第1 収入基準額表（世帯人員別）

区分		学校種別		
		高等学校 高等専門学校 専修学校高等課程	大学・短大 専修学校専門課程	
			単独貸与	単独貸与
世帯人員	人	千円	千円	千円
1	1, 929	1, 929	470	
2	3, 065	3, 065	740	
3	3, 528	3, 528	855	
4	3, 827	3, 827	930	
5	4, 125	4, 125	1, 005	
6	4, 370	4, 370	1, 060	
7	4, 569	4, 569	1, 100	
8	4, 772	4, 772	1, 140	

- 注 1 高等学校等の単独貸与欄は、「生活保護基準」の5割増の額である。
 2 大学等の単独貸与欄は、「日本学生支援機構収入基準額」2割増の額である。（ただし、高等学校等の収入基準額を下回らない額とする。）
 3 併用貸与欄は、日本学生支援機構の「大学第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を希望する場合の収入基準額」の2分の1の額であり、大学生（短大を含む。）が日本学生支援機構第一種奨学金と併せてこの奨学資金の貸与を受ける場合（併用貸与）に適用する。

別表第2 多子世帯の収入基準額表（世帯人員別）

区分		学校種別		
		高等学校 高等専門学校 専修学校高等課程	大学・短大 専修学校専門課程	
			単独貸与	単独貸与
世帯人員	人	千円	千円	千円
3	5, 292	5, 292	1, 283	
4	5, 741	5, 741	1, 395	
5	6, 188	6, 188	1, 508	
6	6, 555	6, 555	1, 590	
7	6, 854	6, 854	1, 650	
8	7, 158	7, 158	1, 710	

- 注 1 多子世帯とは、生計を一にする子が3人以上いる家庭をいう。
 2 収入基準額は、別表第1の収入基準額表の5割増の額である。

別表第3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				
(1) 母子・父子世帯		49万円				
(2) 就学者のいる世帯 (児童、生徒、学生1人につき)		学校種別		自宅通学	自宅外通学	
		小学校		自宅通学・自宅外通学問わず 31万円		
		中学校		自宅通学・自宅外通学問わず 46万円		
		高等学校		国・公立	39万円	69万円
				私立	88万円	118万円
		高等専門学校	1～3年	国・公立	39万円	69万円
				私立	88万円	118万円
			4, 5年、 専攻科	国・公立	43万円	72万円
				私立	87万円	116万円
		大学		国・公立	74万円	121万円
				私立	133万円	180万円
		専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
私立	88万円			118万円		
専門課程	国・公立		36万円	81万円		
	私立		102万円	147万円		
(3) 障害のある方のいる世帯		障害のある方1人につき		99万円		
(4) 長期に療養を要する方のいる世帯		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯		別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。				
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯		日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				
(7) 父母以外の家計支持者がいる世帯		父母以外の家計支持者の1人につき38万円。ただし、その所得金額が38万円未満の場合は、その所得金額				

注 1 該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

2 (2)については本人も含む。

3 多子世帯については、2人を超える子の数に本人の特別控除額を乗じて得た額をさらに控除することができる。

